資料4

東京都社会的責任調達指針
物品別の個別基準の検討について
（事務局説明資料）

令和６年６月２８日

物品別の個別基準について

物品別の個別基準について

- 東京２０２０大会や大阪・関西万博の調達コードにおいては、**重要な物品・サービス等**やその**原材料等**については、**個別に基準や確認方法等を設定**
- 設定対象は**紙、木材、パーム油、農産物、畜産物、水産物**
- 民間企業の調達方針においても、**特に森林破壊や環境負荷等のリスクの高い分野の一部原材料・商品**について、個別に調達方針を策定している例あり
- これまでも**ステークホルダーヒアリング**や**パブリック・コメント**において、**物品別の個別基準**の策定を求める意見あり

都においても、**持続可能性リスクが高いとされる先行事例における物品**を対象に、
個別基準の必要性について検討

個別基準の検討にあたって、整理が必要となる事項

- 都が調達する工事・物品の**種類別件数**や**金額の整理**
- 個別物品に関する**社会的な動向や潮流**
- 流通や事業者負担等を加味した物品毎の**実現可能性**
- 東京都が運用する**既存の制度との整合性**
- **公共調達としての役割**

これらの観点から、

個別基準の必要性を検討

検討する物品について

大阪・関西万博　持続可能性に配慮した調達コード物品別の個別基準における要件

	対象	要件	要件への適合度が高いもの
木材	① 建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング ② 建設に用いられるコンクリート型枠合板 ③ 家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く）	① 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する**法令等に照らして手続きが適切**になされたものであること ② **中長期的な計画又は方針に基づき管理経営**されている森林に由来するものであること ③ 伐採に当たって、**生態系が保全**され、泥炭地や天然林を含む**環境上重要な地域が適切に保全**されており、また、**森林の農地等への転換に由来するものでない**こと ④ 森林の利用に当たって、**先住民族や地域住民の権利が尊重**され、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること ⑤ 伐採に従事する**労働者の労働安全・衛生対策が適切**に取られていること なお、サプライヤーはコンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも①～⑤を満たすことを目指し、少なくとも①は確保されなければならない。	● **FSC 、PEFC、SGECの認証材**は上記の要件への適合度が高いものとして原則認める。 ● 認証材以外は別紙の方法により証明されなければならない。
紙	ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱、包装紙	＜古紙パルプ＞ 古紙パルプを最大限使用（大阪府グリーン調達方針の対象の紙は、古紙配合率はガイドの規定が基本） ＜古紙パルプ以外（バージンパルプ）＞ ① 伐採・採取に当たって、原木等の生産国・地域の森林その他の採取地に関する**法令等に照らして手続きが適切**になされたものであること ② **中長期的な計画又は方針に基づき管理経営**されている森林に由来するものであること ③ 伐採に当たって、**生態系が保全**され、泥炭地や天然林を含む**環境上重要な地域が適切に保全**されており、また、**森林の農地等への転換に由来するものでない**こと ④ 森林等の利用に当たって、**先住民族や地域住民の権利が尊重**され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること ⑤ 伐採・採取に従事する**労働者の労働安全・衛生対策**が適切に取られていること ＜白色度＞ 用途や商品の性質等に応じて、白色度が過度に高くないこと、塗工量が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと	● 原料となる木材採取・採取要件の①～⑤を満たすバージンパルプを使用した紙として、**FSC、PEFC（SGECを含む）の認証紙**が認められる。 ● これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って①～⑤に関する確認が実施されなければならない。

検討する物品について

大阪・関西万博　持続可能性に配慮した調達コード物品別の個別基準における要件

	対象	要件	要件への適合度が高いもの
パーム油	• 揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹸・洗剤製品、加工食品の原材料として使用されるパーム油 • 揚げ油、石鹸・洗剤製品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを調達すること。加工食品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達すること • 食品ロス削減にも配慮して調達すること	① 生産された国または地域における農園の開発・管理に関する**法令等に照らして手続きが適切**になされていること ② 農園の開発・管理において、**生態系が保全**され、また、泥炭地や天然林を含む**環境上重要な地域が適切に保全**されていること ③ 農園の開発・管理において、**先住民族等の土地に関する権利が尊重**され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること ④ 農園の開発・管理や搾油工場の運営において、**児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保**されていること	● **ISPO、MSPO、RSPOによる認証**を受けたパーム油は、別紙内容を確認した上で、原則活用できる。また、流通の各段階で受け渡しが正しく行われるよう適切な流通管理が確保されている必要がある。 ● 認証パーム油以外を必要とする場合 ・上記認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法 ・上記認証と同等のものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証パーム油 ・農園までのトレーサビリティが確保されており、要件を満たすことを別紙に従って確認されたもの
農産物	• 飲食サービスに提供される農産物の生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品 • 生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること • また、食品ロス削減にも配慮して調達すること。	① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における**関係法令等に照らして適切な措置**が講じられていること ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ④ **作業者の人権保護を確保**するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること	● **GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又はJGAPの認証**を受けて生産された農産物 ● 博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物 ● 農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に準拠したGAP に基づき生産され都道府県等公的機関による第三者の確認を受けて生産された農産物 ● 環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて公的機関等による第三者の確認を受けて生産された農産物

検討する物品の選定について

大阪・関西万博　持続可能性に配慮した調達コード物品別の個別基準における要件

	対象	要件	要件への適合度が高いもの
畜産物	• 飲食サービスに提供される畜産物の生鮮食品及び畜産物を主要な原材料とする加工食品 • 生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする • また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする	①**食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における**関係法令等に照らして適切な措置**が講じられていること ②**環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ③ **作業者の労働安全を確保する**ため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ④ **作業者の人権保護を確保**するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ⑤ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、**アニマルウェルフェアの考え方に対応したOIE陸生動物衛生規約等に照らして適切な措置**が講じられていること	● **JGAPの認証**を受けて生産された畜産物 ● 博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物
水産物	• 飲食サービスに提供される水産物の生鮮食品及び水産物を主要な原材料とする加工食品 • サプライヤーは、 水産物の生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である水産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする • また、食品ロス削減にも配慮して調達を行う	① 漁獲又は生産が、FAO（国際連合食糧農業機関）の**「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切**に行われていること ② **天然水産物**にあっては、科学的な情報を踏まえ、**計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲**されていること ③ **養殖水産物**にあっては、科学的な情報を踏まえ、**計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮**するとともに、**食材の安全を確保**するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること ④ **作業者の労働安全を確保**するため、漁獲又は生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ⑤ **水産物の漁獲及び生産に係る作業者の労働に係る人権の保護・尊重を確保**するため、水産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること	● **MEL、MSC、ASC認証**を受けた水産物 ● FAOのガイドラインに準拠したものとして博覧会協会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物 ● 上記以外の水産物を必要とする場合は、以下、いずれかに該当するもの （1）上記に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記要件への適合度が高いことが別紙に従って確認されていること （2）漁業法に基づく資源管理であって行政機関から認定されたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、要件の④及び⑤について別紙に従って確認されていること （3）漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ要件④及び⑤について別紙に従って確認されていること

物品別の個別基準について

大阪・関西万博　持続可能性に配慮した調達コード：紙個別基準　確認様式

様式１

持続可能性に配慮した紙の調達基準

様式例１（製紙事業者や輸入事業者が作成する確認結果を記録する書面）

納入する紙に使用するバージンパルプの原料の木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。）に関し、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会の「持続可能性に配慮した紙の調達基準」の２(2)の①～⑤について、同調達基準の別紙に定める方法により確認を実施した結果は以下のとおりです。

確認方法	確認結果	根拠
①当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであること。	【記載例】 ・伐採許可が交付されている。	【記載例】 ・伐採許可書により確認
②当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または、土地所有者等が管理や整備に関する計画または方針を有すること。	【記載例】 ・森林所有者作成の管理計画に基づき経営されている。	【記載例】 ・管理計画書により確認
③当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること及び農地等に転換されるものでないこと。	【記載例】 ・木材の生産林においては、希少な動植物の生息は把握されていない。 ・希少な猛禽類が営巣しているため、対策として・・・を行っている。 ・一次林が保護地域として設定され、伐採対象から除外されている。	【記載例】 ・行政機関やNGO等が公表している希少動植物の生息情報や現地調査の結果により確認 ・希少動植物保全のための作業指示書・マニュアルにより確認 ・森林計画図により確認 ・生産国の関係事業者への聞き取りにより確認。
④当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。	【記載例】 ・森林の管理や伐採について、先住民族や地域住民の代表に説明し、理解を得ながら行っている。 ・当該森林のある地域で慣習的な権利を有する先住民族は把握されていない。	【記載例】 ・伐採企業と地域住民等との合意書により確認 ・行政機関やNGOが公表している先住民族の慣習権の分布図により確認。
⑤当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていること。	【記載例】 ・作業員全員に対して安全衛生に関する研修を受講させている。 ・安全装備として、・・・を着用させている。	【記載例】 ・研修受講記録により確認 ・作業風景写真により確認 ・生産国の関係事業者への聞き取りにより確認

※確認した文書の写しや聞き取り先から受けた説明の詳細な記録等を合わせて保管しておくこと。

確認年月日	
確認実施者	

様式２

持続可能性に配慮した紙の調達基準

様式例２（製紙事業者、輸入事業者、加工・流通事業者等が作成する書面）

年月日

○○○○殿（納入先）

事業者所在地
事業者名
代表者氏名

下記の物件（または、下記物件に使用されている紙）のバージンパルプの原料については、次の(a)、(b)のいずれかに該当するもののみ使用しています。

a　公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会が定める「持続可能性に配慮した紙の調達基準」の２(2)の①～⑤について、同調達基準の別紙に定める方法に沿って確認を実施した木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。）

b　製材端材、建設廃材、林地残材または廃植物繊維

物件名
1　品目（注ア）：
2　数量（注イ）：

注ア：製品名を記述して下さい。
注イ：商取引上の単位（kg、枚、m2、本など）にて記述して下さい。
注ウ：本様式による証明書の作成に替えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで対応することも可能です。

書類保管：大阪・関西万博終了後から1年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

個別基準の必要性
検討の方向性について

検討における視点について

- 東京２０２０大会及び大阪・関西万博で個別基準が策定された６物品（紙、木材、農産物、畜産物、水産物、パーム油）について検討を行う。
- **「①都の調達状況」「②社会の関心・議論、動向」「③国内における調達動向」**「**④都の既存制度との整合性**」「**⑤公共調達としての役割**」を踏まえ、個別基準の必要性を検討

①都の調達状況

都の調達量が大きく、個別基準を策定することによる効果・必要性が高いか

②社会の関心・議論、動向

国内外における物品に関する**サステナビリティの議論等**

③国内における調達動向

物品に関する国内における**調達動向**

④都の既存制度との整合性

「東京都グリーン購入ガイド」や**「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」**等、東京都において現在運用されている調達における他の基準との**整合性を整理**

⑤公共調達としての役割

公共調達の役割を踏まえ、受注者等の大半を占める**中小事業者の潜在能力を見据えた基準及び運用**のあり方を検討

木材について

- 木材は、都においては**建築工事**、**土木工事**に使用されている。
- **気候変動対策**、**生物多様性**の観点から国内外における**持続可能な森林管理**等に関する取組が進む。
- グリーン調達やクリーンウッド法の整備により、**合法性確保**や**環境配慮**の取組が一定程度進んでいる。

都の調達状況※（R4実績）	社会の関心・議論、動向	国内の持続可能な調達の対応状況
建築工事、土木工事の調達量は、**合計*2,691*件、約*2,509*億円** （※木材が使用されない工事も含まれる）	• **【国内】グリーン調達**の他、違法伐採対策として合法性確保の取組が進められてきており、**クリーンウッド法**の改正に伴い川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認が2025/4/1より義務化される • **【国外】**欧州EU森林破壊防止のDD義務化（EUDR）により、木材のトレーサビリティの確保が義務付けられる	• 国内での認証取得事業者数 ➢ FSC：FM認証33件、CoC認証2,196件 ➢ SGEC/PEFC：FM認証124件、CoC認証490件 ➢ SGEC認証面積は約221万ha（2023年12月31日現在）、FSC森林認証面積は42万ha(2023年9月30日現在)で、認証森林面積は併せて約250万haとなっており、**日本の森林面積の約10パーセント** • 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るための「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に 関する法律（クリーンウッド法）」法に基づく**国内の木材関連事業者は666者**（24/6時点）

※個別の物品の調達金額・件数を抽出することはできないため、特に関連性の高い業種・営業種目の契約実績を掲載

（出所）林野庁「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」（2024）「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について」（2023）、FSC「Facts & Figures」、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)「SGEC/PEFC認証企業のリスト・詳細情報」（2024）

紙について

- 紙は、都においては**印刷請負契約**の他、**文房具事務用品・図書**等を中心に調達されている。
- **気候変動対策**、**生物多様性**の観点から国内外における**持続可能な森林管理**等に関する取り組みが進む
- グリーン調達やクリーンウッド法の整備により、**合法性確保**や**環境配慮**の取組が一定程度進んでいる。

都の調達状況※（R4実績）	社会の関心・議論、動向	国内の持続可能な調達の対応状況
印刷の調達量は、**合計*3,995*件、約*30*億円** （※金額には人件費等の紙以外を含まれる） **文房具事務用品・図書**の調達量は、**合計*7,506*件、約*36*億円** （※文房具事務用品・図書は７取扱品目があり、数値は紙以外も含む。紙は「02 用紙類」「07 封筒」）	• **【国内】**グリーン調達により古紙の再利用やバージンパルプの合法性確保の取組が進められてきた • **【国内】**「GX実現に向けた基本方針」の重点分野として設定されており、ＧＸに向けた取組が推進されている • **【国内】**2023年に成長志向型の資源自律経済戦略が策定され、サーキュラーエコノミー（リサイクルも含まれる）の推進が求められている（紙製容器包装）	• 関連認証やグリーンウッド法にもとづく登録事業者数は**木材と同様** • コピー用紙や事務用ノートなどについては、日本国政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定し、すでに対応可能な事業者も多い

※個別の物品の調達金額・件数を抽出することはできないため、特に関連性の高い業種・営業種目の契約実績を掲載

（出所）林野庁「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」（2024）「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について」（2023）、FSC「Facts & Figures」、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)「SGEC/PEFC認証企業のリスト・詳細情報」（2024）、（2023）経済産業省「成長志向型の資源自律経済戦略」（2023）「GX実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」を取りまとめました」（2023）

パーム油について

- パーム油は、主に**加工食品**に使用される他、**洗剤類**にも使用されている。都においては、洗剤類として主に調達されるが、その規模は**限定的**。
- 大企業を中心に**パーム油の認証品の調達が進みつつある。**また、業界団体等が中小企業の**認証品の調達に向けた啓発活動等を実施**

都の調達状況※（R4実績）	社会の関心・議論、動向	国内の持続可能な調達の対応状況 （認証への対応状況を整理）
荒物雑貨の調達量は、**合計2,104件、約8億円** （※荒物雑貨は１２取扱品目があり、数値は洗剤類以外も含む。洗剤は「03 石鹸・洗剤・ワックス類」）	• **【グローバル全体】**生産段階における森林開発や農園労働に係る課題も指摘されており、様々な認証制度も開発・普及されるなど、環境面と社会面両方の持続可能性への配慮が世界的な潮流となってきている	• パーム油の輸入を担う大手商社等は、2030年までに認証油等の持続可能性に配慮したパーム油の調達100%を目標に設定 • ＲＳＰＯ認証油は**全世界流通量の約20%** • 大手小売、消費財メーカー、NGO により設立された「持続可能なパーム油ネットワーク」（JaSPON）等により、RSPO、ISPO、MSPO認証を取得するパーム油の調達に向けて、大企業だけでなく、中小企業へのアプローチが積極的に行われている

※個別の物品の調達金額・件数を抽出することはできないため、特に関連性の高い業種・営業種目の契約実績を掲載

出所：農水省「持続可能性に配慮した原材料調達」に関する認証システムの調査・分析委託事業報告書」（2021）、農林水産省「日本における認証パーム油の調達状況」（2021）

農産物について

- 農産物は、都においては**給食関係業務委託**で調達されるものの、調達件数は少ない。
- 農産物は都内でも**GAP（Good Agricultural Practices）認証を取得する農場が増えつつあるものの、まだ一部に限られる。**

都の調達状況※（R4実績）	社会の関心・議論、動向	国内の持続可能な調達の対応状況 （認証への対応状況を整理）
給食関係業務の調達量は、**合計118件、約57億円** （※金額には人件費等の農産物以外を含まれる）	• **【国内】**「みどりの食料システム戦略」の2050年までに目指す姿やKPIに、農林水産業のCO2ゼロエミッション、化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進が含まれる • **【国内】**2023年に策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動目標に、化学肥料の使用量低減、有機農業等の推進による持続可能な環境保全型の農林水産業の拡大が含まれる • **【グローバル全体】**「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」のターゲットに生産システムの強靭性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障、農薬・有害化学物質のリスクの半減が含まれる	• 国内での認証取得事業者数 ➢ ASIAGAP/JGAP：6,752農場（青果、穀物、茶の合計） ➢ 国内の事業者に占める割合は1%未満

※個別の物品の調達金額・件数を抽出することはできないため、特に関連性の高い業種・営業種目の契約実績を掲載

（出所）農林水産省「**みどりの食料システム戦略トップページ**」（2024）、環境省「生物多様性国家戦略2023-2030の概要」（2023）、環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組の概要」（2022）、農林水産省「都道府県別のGAP認証経営体数」（2023）、一般社団法人日本GAP協会「Q&A」

畜産物について

- 畜産物は、都においては**給食関係業務委託**で調達されるものの、調達件数は少ない。
- 畜産物においては、**GAP認証**を取得する農場は**限定的**

都の調達状況※（R4実績）	社会の関心・議論、動向	国内の持続可能な調達の対応状況 （認証への対応状況を整理）
給食関係業務の調達量は、**合計118件、約57億円** （※金額には人件費等の畜産物以外を含まれる）	• **【国内】**「みどりの食料システム戦略」の2050年までに目指す姿やKPIに、農林水産業のCO2ゼロエミッション、有機農業の推進が含まれる • **【グローバル全体】**ケージフリーチキンによる卵等、アニマルウェルフェア（AW）への注目が高まっている。	• 国内での認証取得事業者数 ➢ JGAP：269農場 ➢ 国内の事業者に占める割合は1%未満 ※Global GAPとASIA GAPは畜産物は対象外（Global GAPは最長24年12月までは畜産も対象だが、以後は対象外となる） • 国内においては、アニマルウェルフェア畜産認証があるものの、認証取得者数が少ないため、オリパラ、万博、園芸博では、AWの取り組みをGAP認証の有無を通じて確認

※個別の物品の調達金額・件数を抽出することはできないため、特に関連性の高い業種・営業種目の契約実績を掲載

（出所）農林水産省「**みどりの食料システム戦略トップページ**」（2024）、農林水産省「都道府県別のGAP認証経営体数」（2023）、一般社団法人日本GAP協会「Q&A」、アニマルライツセンター「オリンピックメダリストら１０名が声明を発表。東京五輪のアニマルウェルフェア求める」（2018）、

水産物について

- 水産物は、都においては**給食関係業務委託**で調達されるものの、調達件数は少ない。
- **水産事業者の認証取得**は全国的に見ても**限定的**

都の調達状況※（R4実績）	社会の関心・議論、動向	国内の持続可能な調達の対応状況 （認証への対応状況を整理）
給食関係業務の調達量は、**合計118件、約57億円** （※金額には人件費等の水産物以外を含まれる）	• **【国内】**みどりの食料システム戦略の2050年までに目指す姿やKPIに、農林水産業のCO2ゼロエミッションや水産の漁獲量の回復、養殖関連の目標が含まれる • **【国内】**2023年に策定された生物多様性国家戦略2023-2030の行動目標に、持続可能な環境保全型の農林水産業の拡大が含まれる • **【グローバル全体】**重要な漁業資源の過剰開発、生態系への悪影響、それらに伴う経済的損失や貿易問題などが漁業の長期的な持続性を脅かすという懸念のもと、1995年にFAOの「責任ある漁業のための行動規範」が採択され、日本を含む世界各国が同規範の実施のための国内行動計画を策定している	• 国内での認証取得事業者数 ➢ MEL認証：漁業認証 24件、養殖認証63件、CoC認証157件 ➢ MSC認証：漁業認証 13件、CoC認証353件 ➢ AEL認証：養殖認証15件、CoC認証13件 ➢ ASC認証：養殖認証19件、CoC認証187件

※個別の物品の調達金額・件数を抽出することはできないため、特に関連性の高い業種・営業種目の契約実績を掲載

（出所）農林水産省「**みどりの食料システム戦略トップページ**」（2024）、環境省「生物多様性国家戦略2023-2030の概要」（2023）、海洋政策研究所「 FAOと「漁業の倫理」（2004）水産庁「水産エコラベルの推進について」（2024）、 MSC「日本のMSC認証取得漁業」 、MEL「認証された事業者・団体一覧」 （2024） 、日本水産資源保護協会「AEL（養殖エコラベル認証）について」、 SBJ「世界で広がる水産養殖のASC認証製品、日本でも3年で市場拡大――飼料の持続可能性など課題に」（2023）

東京都グリーン購入ガイドについて

- 都の物品（消耗品及び備品）等のうち購入事例が多く、かつ環境配慮型製品の選択が可能なものを対象とし、**東京都グリーン購入ガイド**が策定されている
- 現時点で**必ず考慮すべき当該製品の環境配慮事項については、水準1**とされ、**必須条件ではないが配慮することが望ましい事項については水準2**とされている

東京都グリーン購入ガイド　2024年度版から抜粋（複写用紙の例）

1. 用紙

品名	環境配慮仕様	備考
複写機用紙	【水準1】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【水準2】 ①古紙パルプ配合率100%など古紙パルプの配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC（SGECを含む。）認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）」（国基準）P9～P11を参照すること。

東京都環境物品等調達方針（公共工事）について

- 公共工事における資材（ 材料及び機材を含む。以下同じ。）、建設機械、工法、目的物などについて、**環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制**に関し必要な事項を定め、これに基づく環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制を行うことにより、**環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の都民の健康で文化的な生活の確保**に寄与することを目的としている

令和５年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）　から抜粋（特別品目の例）

品目分類	品目名	要件	使用用途等
熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	環境配慮型型枠	・工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林材を使用しないか又は使用を抑制した型枠（ 合板型枠（材料は以下ただし書きの① 、② を満たすものに限る。）、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等）であること。 ・再資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設において再資源化等が可能なものであること。 ・製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること ・中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるものは環境配慮型型枠として扱う。 ・ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（ FSC、PEFC又はSGECによるもの※ ）、又は以下の① 、②の条件を全て満たすものであること ①原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材 ②持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記① 、② の条件を全て満たすものであること	・土木工事、建築工事、設備工事において、その使用を推進する。 ・熱帯雨林材合板の使用は、やむを得ない場合に限る ・使用する木材型枠の証明等を監督員に求められた場合には、それらを提示する。 ・証明等については、特定調達品目のコンクリート型枠・合板型枠：備考3、及び製材等：備考4を参考とする。

公共調達としての役割について

- 共通基準の策定にあたっては、**中小企業の受注機会確保等が求められる公共調達の役割**を踏まえ、**包摂的で社会全体の取組を底上げ**するものとなるよう検討を実施
- 一方、先行事例における個別基準では、**一部法令で求められる水準を超える要件が設定**されており、都の基準検討にあたっては、**要求水準の考え方の整理**が必要

個別基準が求める水準について検討すべき論点

- ✓ **中小企業が受注者の大半**を占め、一過性のイベントではなく**恒常的・反復的な契約が多数**ある都の契約において、**先行事例と同等の水準**の個別基準を、**当該物品が使用される全ての案件に適用**することは、**入札参加者の減少**や**事業執行の停滞**につながるのではないか
- ✓ 一方、**持続可能性リスクが高い**とされる個別物品について、**多様な受注者が履行可能な水準**で要件を定めることは、共通基準に加えて**個別基準を設ける意義が失われる**可能性

あるべき形としての水準を示しながら、**適用案件の限定化**や、**政策誘導的手法の活用**など、**運用方法の工夫を図る**方向で検討すべきではないか

ご意見いただきたい論点

委員の皆様に特にご意見いただきたい論点

- 個別基準の必要性について
- 5つの視点（①都の調達状況、②社会の関心・議論・動向、③国内における調達動向、④都の既存制度との整合性、⑤公共調達としての役割）以外に検討すべき要素はあるか
- 公共調達における個別基準のあり方や対象となる物品

詳細情報

木材・紙：国際動向

- 気候変動、生物多様性の保全等の観点から違法伐採の取り締まりが国際的に加速
- EU、豪州では、違法伐採対策に関する法令を制定し、**事業者に対して確認（デュー・デリジェンス）の実施を要求し、違法伐採木材を取引した場合には罰則を導入**

違法伐採対策に関する各国の動向

- 世界的には、G7 関連会合やAPEC林業担当大臣会合において深刻化する地球規模の環境問題への注目が高まる中、違法伐採も話題に。
- 各国においても、**違法伐採対策に関する法令を制定又は改正する動き**。**EU、豪州では**、市場における最初の出荷者等に対し、**違法伐採のリスクの確認等（デュー・デリジェンス）の義務**を課している。
- **我が国としても、より積極的に違法伐採対策を講ずる必要**。

□ 国際社会における違法伐採議論

● G７農業大臣会合　コミュニケ（2022年5月 ）（抜粋）

パラ25　恒常的な森林の喪失は、気候、生物多様性、土壌ひいては、食料安全保障や栄養を脅かす主たるものである。そのため、持続可能な方法で管理された森林において生産され、合法的に収穫された木材製品の消費促進にコミットする。（以下略）

● 第５回 APEC林業担当大臣会合　議長声明（2022年８月）（抜粋）

6．会合では、以下の重要な課題が取り上げられた。

c)　各エコノミーにおける効果的な政策の確立と実施、APECエコノミー間での情報と優良事例の共有、合法的な木材の取引の促進により、違法伐採や関連の取引への対策のための協力関係を強化する。

d)　違法伐採対策、EGILAT やその他のイニシアティブへの共同参加を通じて合法的な木材取引を促進し、持続可能な森林経営から生産された木材・木材製品の利用を促進するため、国際機関や民間セクターを含む関係者との協力を更に強化する。

□ 各国の制度

EU	• EU市場における最初の木材の取扱者を対象 • 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） • デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
豪州	• 木材輸入業者、国産丸太加工業者を対象 • 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） • デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を輸入又は加工した場合に罰則あり
米国	• 木材の輸出入、売買を行う全ての者を対象 • 違法伐採木材を取り扱わないよう十分な注意義務を課す • 違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
韓国	• 木材輸入業者を対象 • 木材の合法性証明書類を提出しなければ輸入を禁止
中国	• 2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置し、その詳細である施行規則を検討中
ＮＺ	• これまで法制度はなかったが、新たに合法性を担保する制度の導入を検討中

（出所）林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について」（2023）

紙・木材：国内動向

➢ 2016年に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」では、**川上・水際の木材関連事業者による伐採の合法性の確認等が推奨**されていたが、2025年の改正に伴い**伐採の合法性の確認等が義務化**

伐採の合法性の確認が義務化

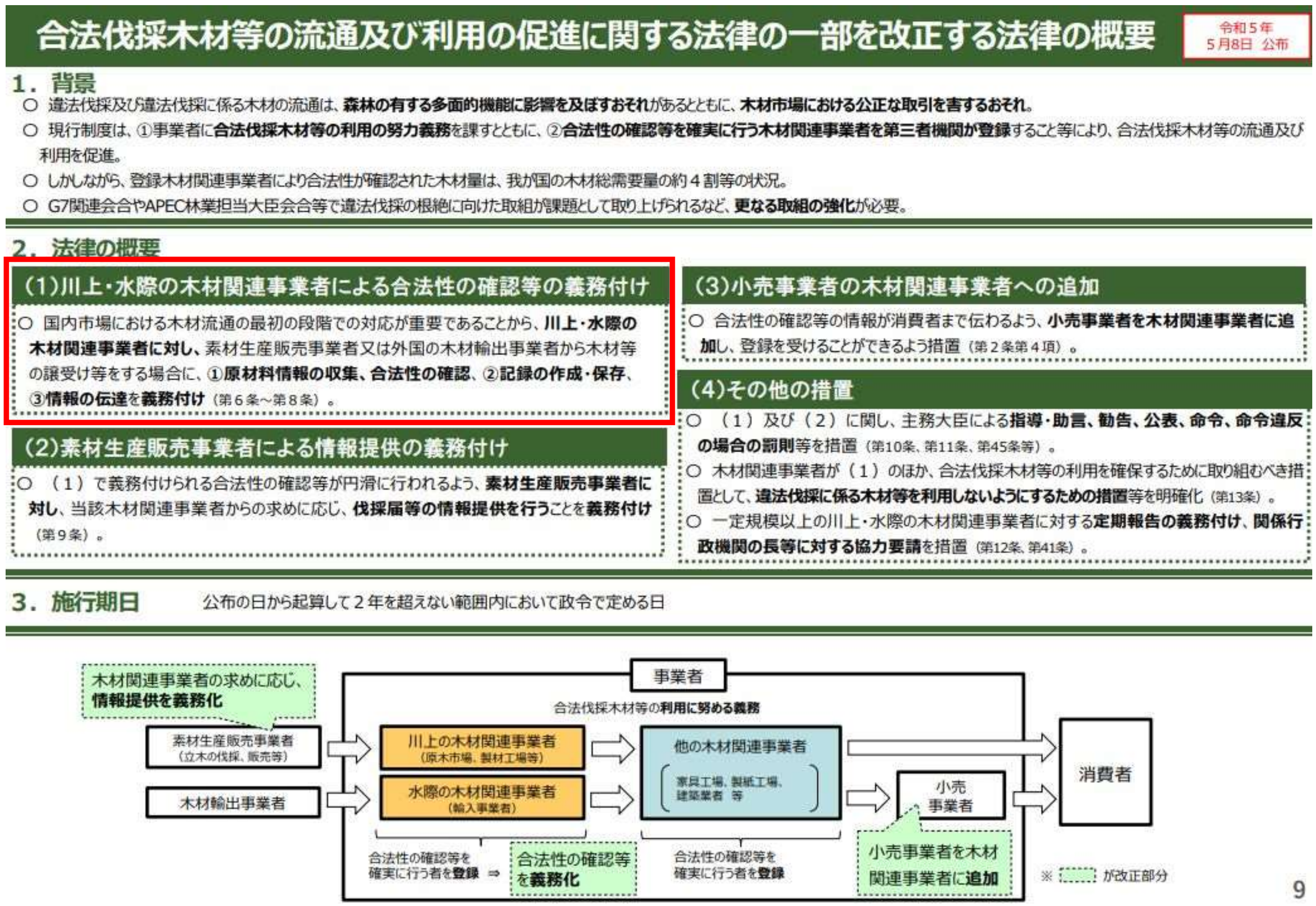

（出所）林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について」（2023）

紙・木材：主要な認証制度

- 国際連合食糧農業機関（FAO）の「世界森林資源評価」によれば**世界の森林面積のうち約13%がPEFCやFSCなどの認証を取得**
- 各制度は、適切な森林管理が行われていることを認証する**「森林管理の認証（FM認証）」**、森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する**「加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）」**の2種類の認証制度から成り立つ

名称		FSC	PEFC	SGEC
認証機関		Forest Stewardship Council	Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme	一般社団法人　緑の循環認証会議
設立		1993年	1999年	2003年
国内の認証取得数		FM認証33件、 CoC認証：2,196件	FM認証：124件 CoC認証：490件	
国内の事業者に占める割合※		FM認証：1%以下	FM認証：1%以下	
概要		環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合等の代表者から構成されるNPOである（森林管理協議会）が運営する国際的な制度であり、世界の113カ国に普及	各国で運営されている森林認証制度を国際的な基準として承認するための国際的NGOであり、現在は、56か国の森林認証制度が加盟。各国の森林認証制度がPEFCの承認を得るためには、PEFCが策定する要求事項や条件との適合性審査をクリアすることが必要となる	SGECは、日本の生態的特性などの自然的・社会的状況等を踏まえるとともに、森林の所有構造、人工林率、林業経営の実情等を考慮した日本独自の森林認証制度として設立。その後、2014年7月にPEFCへ加盟、2016年6月には相互承認が認められた
基準有無	**環境保全**	○	○	○
	労働安全	○	○	○
	人権保護	○	○	○

※1 農林水産省「農林水産基本データ」林業経営体（3.4万体）の数を基に算定

※2 SGEC,PEFCが相互認証しているため、合算して計算

（出所）環境省「環境ラベル等データベース」、林野庁「世界森林資源評価（FRA）2020 .」（2020）、FSC「Facts & Figures」（2024）、一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）「**森林認証とは**」、「SGEC/PEFC認証企業のリスト・詳細情報」（2024）

農産物、畜産物、パーム油、水産物、木材、紙：国際動向

- 2022年12月に2030年までの新たな生物多様に関する世界目標である**「昆明・モントリオール生物多様性枠組」**が採択
- ターゲットとして「**農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靭性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献**」を設定

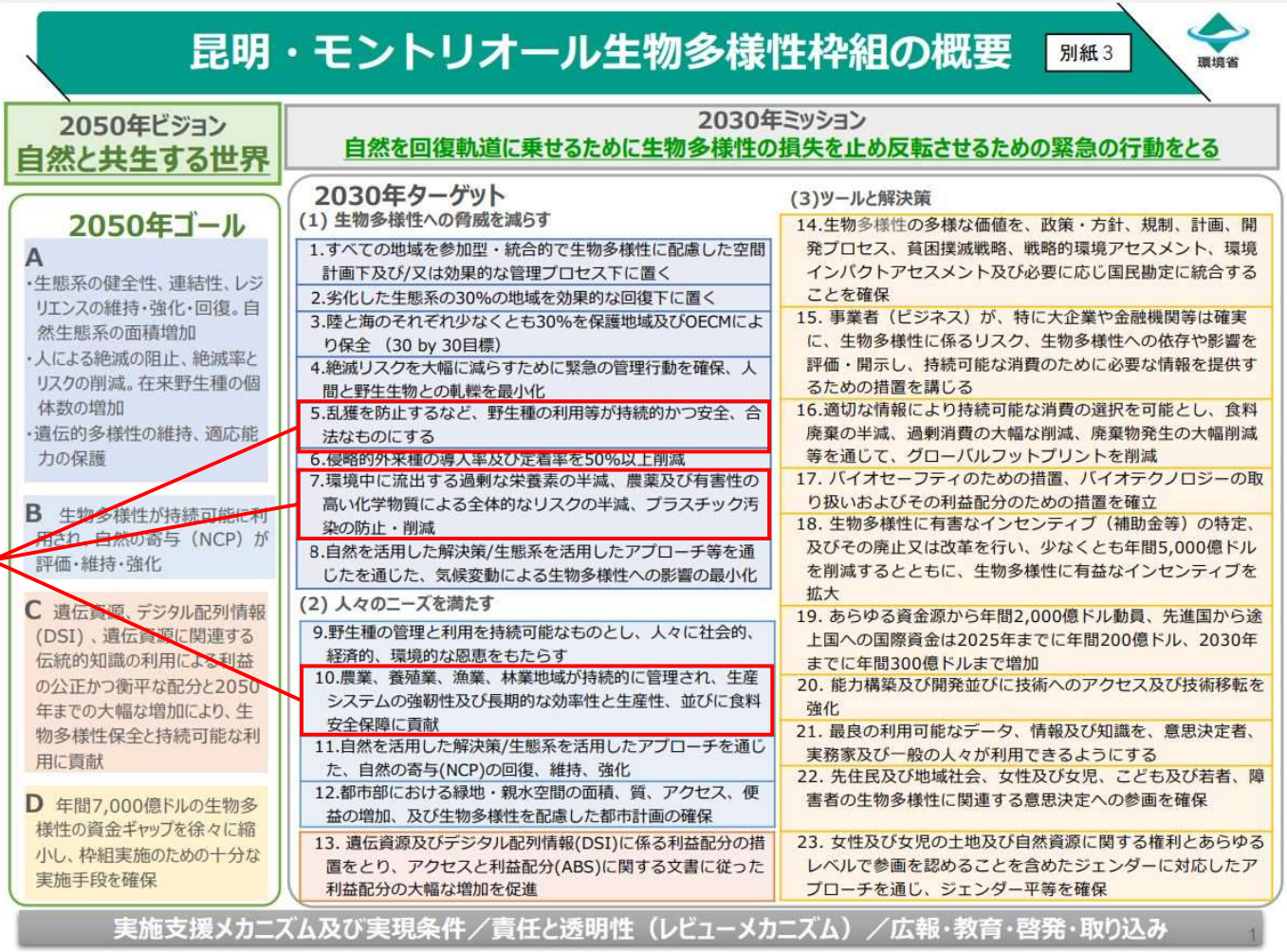

（出所）環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組の概要」（2023）

農産物、畜産物、パーム油、水産物、木材、紙：国内動向

- **「昆明・モントリオール生物多様性枠組」**の採択を受けて、国内では「生物多様性国家戦略」が策定された
- 状態目標として**「持続可能な農林水産業が拡大している」**行動目標として**「みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる」**を設定

（出所）環境省「生物多様性国家戦略2023-2030の概要」（2023）

農産物：国内動向

- 国内においては、農林水産省が持続可能な食料システムの構築に向けて**「緑の食料システム戦略」**を策定
- **調達、生産、加工 流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーション**等を推進

ゼロエミッション等、持続可能な食料システム実現に向けた目指す姿を規定

（出所）農林水産省「みどりの食料システム法の認定制度等について」（2024）

農産物：主要な認証制度

- 日本においては、日本GAP協会がJGAP、ASIAGAP等の認証制度を開発
- 一方、日本においては小規模の農家が多いこととともあり、**国内の事業者における認証の取得率は高くない**

名称		GLOBALG.A.P.	JGAP	ASIAGAP
認証機関		Food PLUS	一般社団法人日本GAP協会	
設立		2004年	2005年	2017年
国内の認証取得数		794件（畜産含む）	4,616件	2,136件
国内の事業者に占める割合※		1%未満	1%未満	1%未満
概要		欧米を中心とし、世界120ヵ国以上で活用されているGAP認証。食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践することに繋がることから、大手小売の調達基準にもなっており、輸出への対応や、取引先の信頼性向上に利用されている	日本の法律や生産環境、社会環境を考慮し、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉の視点から適切な農場管理の基準が定められた日本独自のGAP認証である	JGAPを国際的に展開させたスキームであり、JGAPの内容を包含しつつ国際的な要求も考慮した基準が定められてる
基準有無	食品安全	○	○	○
	環境保全	○	○	○
	労働安全	○ （一部追加的な推奨事項を含む）	○	○
	人権保護	○ （一部追加的な推奨事項を含む）	○ （先住民等一部該当しないものもある。基本的には国の法規制に準拠すること）	○ （先住民等一部該当しないものもある。基本的には国の法規制に準拠すること）

※農林水産省「農林水産基本データ」農業経営体（92.9万体）の数を基に算定

（出所）一般社団法人日本品質保証機構「GLOBALG.A.P.・ASIAGAP・JGAP（農業生産工程管理）」、大阪・関西万博「農・畜・水産物、パーム油調達コード（案）説明資料」（2022）、農林水産省「都道府県別のGAP認証経営体数」(2023)

畜産物：国内、国際動向

- 欧米を中心に**アニマルウェルフェア（動物福祉）に関する社会的関心が高まっている**
- 農林水産省は、国際獣疫事務局（OIE）が策定するアニマルウェルフェアの国際基準（ＯＩＥコード）を踏まえた、**日本国内におけるアニマルウェルフェアに関する指針を策定予定**

アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

これまでの通知・指針

✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、（公社）畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。

✓ 協会の指針は国の支援を受け、ＯＩＥコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項（should）」、「将来的な実施が推奨される事項（desirable等）」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し

新たな指針の考え方

✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、ＯＩＥコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。

✓ また、ＯＩＥコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。

✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

（出所）アニマルライツセンター「オリンピックメダリストら１０名が声明を発表。東京五輪のアニマルウェルフェア求める」（2018）農林水産省「アニマルウェルフェアに関する新たな国の指針について」（2023）

畜産物：主要な認証制度

- 農産物と同様に日本GAP協会が、日本独自のGAP認証制度を策定
- また、農産物と同様に国内の事業者における認証の取得率は高くない。

		Japan GAP
認証機関		一般社団法人日本GAP協会
設立		2005年
国内の認証取得数		269件
国内の事業者に占める割合※		1％未満
概要		日本の法律や生産環境、社会環境を考慮し、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉の視点から適切な農場管理の基準が定められた日本独自のGAP認証である
基準有無	**食品安全**	○
	環境保全	○
	労働安全	○
	動物福祉	○

（出所）農林水産省「都道府県別のGAP認証経営体数」(2023)、大阪・関西万博「農・畜・水産物、パーム油調達コード（案）説明資料」 （2022）

水産物：主要な認証制度

- 各制度は、持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する**「漁業認証」「養殖認証」**と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ**「CoC（Chain of Custody）認証」**から成り立つ

名称		MEL （漁業・養殖）	MSC （漁業）	AEL （養殖）	ASC （養殖）
認証機関		一般社団法人 大日本水産会	Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）	一般社団法人 日本食育者協会	水産養殖管理協議会
設立		2007年	1997年	2014年	2010年
国内の認証取得数		漁業認証 ：24件 養殖認証： 63件 CoC認証：157件	漁業認証 ：13件 CoC認証：353件	養殖認証：15件 CoC認証： 13件	養殖認証： 19件 CoC認証：187件
国内の事業者に占める割合※		漁業認証 ：1%未満 養殖認証 ：1%未満	漁業認証 ：1%未満	養殖認証：1%未満	養殖認証 ：1%未満
概要		水産資源の持続的利用や生態系保全を図るための資源管理活動を積極的に行っている漁業者を支援することを目的として設立	国際的なNPOであるMSCにより運営・管理されており、FAOの「水産物エコラベルのガイドライン」等の国際基準を満たす	日本食育者協会により発足し、FAOの「FAO養殖認証に関する技術的ガイドラインの要求事項」等の国際基準を満たす	WWFとIDH （オランダの持続可能な貿易を推進する団体）の支援のもと2010年に設立
基準有無	法令等に照らした適切な措置	○	○	○	○
	【天然水産物】 資源管理・生態系保全	○	○	―	―
	【養殖水産物】 環境保全・食品安全	○	―	○	○
	労働安全	△ （国の法令遵守を基本）	△ （国の法令遵守を基本）	○	○

※農林水産省「農林水産基本データ」漁業経営体（6.62万体）の数を基に算定

（出所）大阪・関西万博「農・畜・水産物、パーム油調達コード（案）説明資料」、環境省「環境ラベル等データベース」、（2022） MEL「」認証された事業者・団体一覧」（2024）、MSC「日本のMSC認証取得漁業」、日本水産資源保護協会「AEL（養殖エコラベル認証）について」、SBJ「世界で広がる水産養殖のASC認証製品、日本でも3年で市場拡大――飼料の持続可能性など課題に」（2023）

パーム油：概要

- パーム油の原料は、アブラヤシの木になる「果房」と呼ばれる果実の房であり、日差しが強く、雨量の多い赤道周辺の熱帯にて主に栽培
- 国内においては、**マーガリン、ショートニング、油、加工食品、洗剤等に幅広く使用**されている

（出所）農林水産省「我が国の油脂事情」（2015）、WWF「パーム油の問題とは？私たちの暮らしと熱帯林の破壊をつなぐもの」（2019）

パーム油：関連する社会、環境問題

- 日本は、マレーシア・インドネシアの両国からパーム油の輸入総量の 99%を輸入
- 一方、マレーシア・インドネシアにおいては、パーム油の原料となるアブラヤシを栽培するために**大規模伐採等が実施され、現地の熱帯林等が大きく減少**。また、**人権侵害、アブラヤシ農園での劣悪な労働環境**等も報告されている

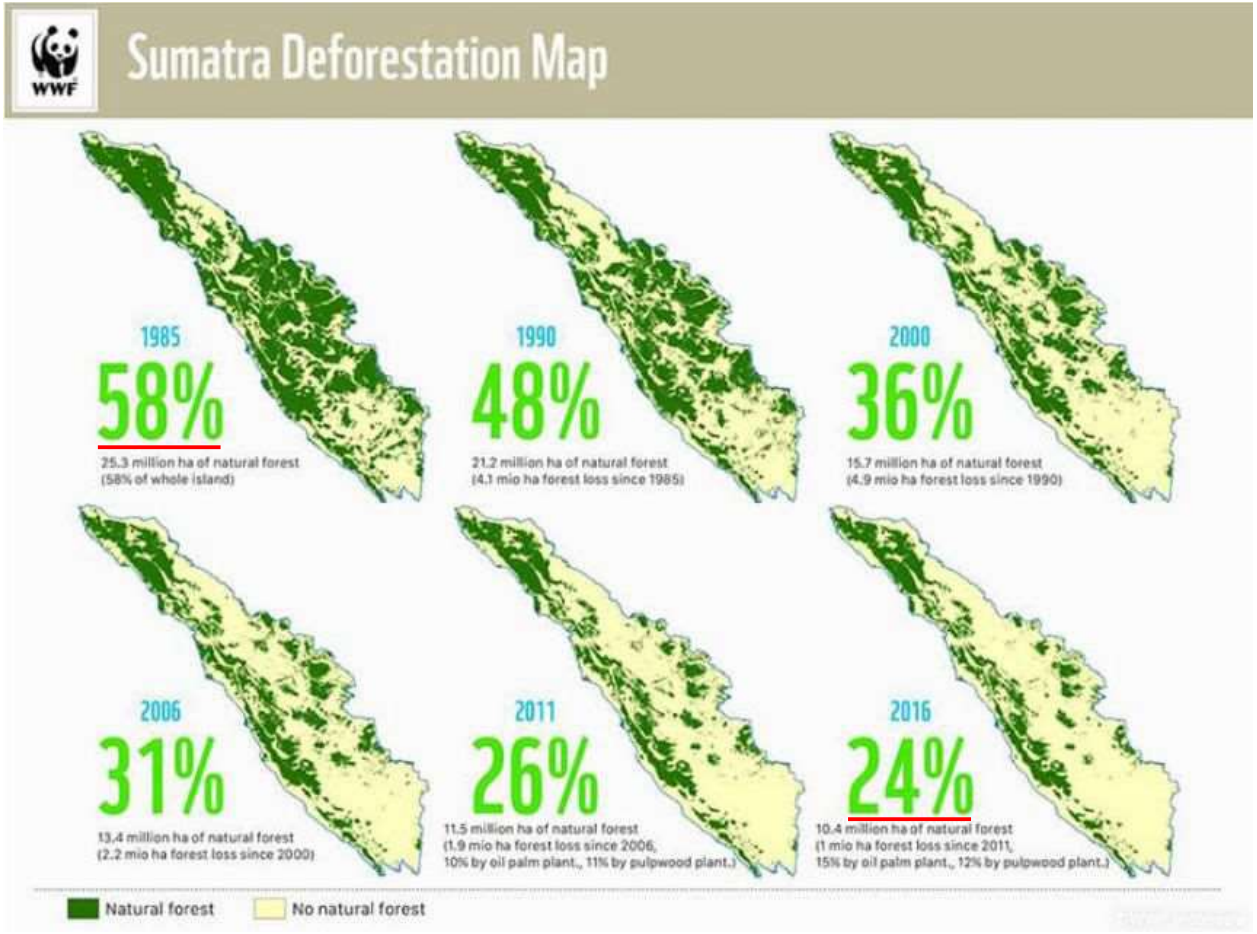

インドネシアのスマトラ島では、農地の開墾等により、1985年-2016年の間に森林面積が半減

（出所）WWF「パーム油の問題とは？私たちの暮らしと熱帯林の破壊をつなぐもの」（2019）、農林水産省「日本における認証パーム油の調達状況」（2021）

パーム油

- パーム油に関する問題を解決するために、世界自然保護基金（WWF）、マレーシア パーム油協会 (MPOA)、ユニリーバ、AAK、ミグロスが2004 年に**持続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)を設立**
- 企業が RSPO 認定の持続可能なパーム油 を生産するために遵守しなければならない**一連の環境的および社会的基準を開発**

（出所）RSPO「私たちとは」「原則と基準」（2020）

パーム油：主要な認証制度

➢ 2010年代には、**インドネシア政府、マレーシア政府がISPO、MSPO等の認証制度を策定**し、小規模事業者の認証取得に取り組む

名称		RSPO	ISPO	MSPO
認証機関		持続可能なパーム油のための円卓会議	インドネシア政府	マレーシア政府
設立		2004 年	2011年	2013年
認証取得割合		全世界流通量の約20%	ー	マレーシア国内の96%の農園が認証を取得
概要		アブラヤシ生産者、製油業/商社、消費者製品製造業、環境・自然保護NGO、社会・開発NGO、銀行/投資家、小売業によって構成され、日本企業を含めた大企業が加盟	インドネシアの国家パーム油認証制度であり、2023 年までに 100 万人の小規模農家が土地認証を受け、150 万人の農業植栽証明書登録を目標として設定	すべてのパーム油生産者が認証を取得することが義務付けられている
主な取得企業		大規模生産者 流通を担う大企業	小規模農家を含む生産者	小規模農家を含む生産者及び加工企業
基準有無	**農園管理**	○	△ （環境アセスに準拠）	○
	生態系保全	○	△ （環境アセスに準拠）	△ （国内法及び政府の許可があれば開発可能）
	人権保護	○	△ （環境アセスに準拠）	△ （国内法に準拠）
	労働安全	○	△ （国内法に準拠、労働契約の項目に含まれる可能性あり）	○

（出所）大阪・関西万博「農・畜・水産物、パーム油調達コード（案）説明資料」（2022）、農林水産省「パーム油の持続可能性に関する認証システムの概要」「日本における認証パーム油の調達状況」（2021）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

持続可能性に配慮した調達コード（第３版）

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

（別添 2ー1）

【2019 年 1 月改定版】

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される木材については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した木材の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下の木材とする。
   ア　建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング
   イ　建設に用いられるコンクリート型枠合板
   ウ　家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く）

2. 組織委員会は、木材について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が特に重要と考えており、これらを満たす木材の調達を行う。なお、コンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも①～⑤を満たすことを目指し、少なくとも①は確保されなければならない。
   ①伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
   ②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来するものであり、森林の農地等への転換に由来するものでないこと
   ③伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること
   ④伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること
   ⑤伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること

3. FSC[注1]、PEFC[注2]、SGEC[注3]による認証材については、上記２の①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。

4. 上記 3 の認証材でない場合は、上記 2 の①～⑤に関する確認が実施された木材であることが別紙 1 に示す方法により証明されなければならない。

5. サプライヤーは、上記 3 または 4 に該当する木材を選択する上で、国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択すべきである。

6. サプライヤーは、使用する木材について、上記 3 の認証及び 4 の証明に関する書類を 5 年間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

7. サプライヤーは、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該木材の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記 2 を満たさない木材を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

注 1：Forest Stewardship Council（森林管理協議会）
注 2：Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes
注 3：Sustainable Green Ecosystem Council（緑の循環認証会議）

別紙 1（認証材以外の証明方法）

持続可能性に配慮した木材の調達基準（以下「調達基準」という。）の 4 については以下のとおりとする。

(1) 調達基準 2 の①の確認については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 28 年 2 月 2 日変更閣議決定）における「合板型枠」と同様の扱いとする。

(2) 調達基準 2 の②～⑤については、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

②：当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていること、および農地等に転換されるものでないことを確認する。
③：当該木材が生産される森林について、希少な動植物がいる場合にはその保全を考慮した伐採作業等を行っていることを確認する。
④：当該木材が生産される森林について、先住民族や地域住民からの苦情・要請等がある場合には、これを受け付け、誠実に対応していることを確認する。
⑤：当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させていることを確認する。

(3) 各事業者は、直近の納入先に対して、上記（2）の確認が実施された木材であることを証明する書類（証明書）を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。

(4) 型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合については、すでに使用されたものである旨を書面により証明しなければならない。

(5) 各事業者は、当該木材についての入出荷の記録や証明書を含む関係書類を 5 年間保存しなければならない。

（別添 2ー2）

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される農産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した農産物の調達基準

1. 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品（※）及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

（※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。）

2. サプライヤーは、農産物について、持続可能性の観点から以下の①～③を満たすものの調達を行わなければならない。

①食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. ASIAGAP または GLOBALG.A.P.の認証を受けて生産された農産物については、上記 2 の①～③を満たすものとして認める。このほか、上記 2 の①～③を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記 3 に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記 2 の①～③を満たすものとして、農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した GAP に基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

5. 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして、有機農業により生産された農産物が推奨される。また、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物が推奨される。

6. サプライヤーは、上記 2 を満たす農産物を選択する上で、国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産農産物を優先的に選択すべきである。

7. サプライヤーは、海外産の農産物で、上記 2 を満たすことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

8. サプライヤーは、トレーサビリティの確保のため、使用する農産物について、上記 3～7 に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から 1 年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

（別添 2－3）

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準

1. 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。
　サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

（※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。）

2. サプライヤーは、畜産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。
①食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
②環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
③作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
④快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針[注1]に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP[注2]またはGLOBAL G.A.P.による認証を受けて生産された畜産物については、上記2の①～④を満たすものとして認める。このほか、上記2の①～④を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けて生産された畜産物以外を必要とする場合は、上記2の①～④を満たすものとして、「GAP 取得チャレンジシステム」[注3]に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示されなければならない。

5. 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして、有機畜産により生産された畜産物が推奨される。また、農場 HACCP の下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物や障がい者が主体的に携わって生産された畜産物が推奨される。

6. サプライヤーは、上記 2 を満たす畜産物を選択する上で、国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産畜産物を優先的に選択すべきである。

7. サプライヤーは、海外産の畜産物で、上記２を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

8. サプライヤーは、トレーサビリティの確保のため、使用する畜産物について、上記 3～7 に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から 1 年が過ぎるまでの間は保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注 1　アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針は、(公社) 畜産技術協会が専門家による議論を経て策定しているもので、OIE (国際獣疫事務局) での規約 (コード) の策定や改正に合わせて、随時改訂されているもの。

注 2　JGAP については、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重にアニマルウェルフェアを加えた畜産物の総合的な GAP として、一般財団法人日本 GAP 協会が平成 29 年度より運用開始予定のもの。

注 3　GAP 取得チャレンジシステムについては、農林水産省の補助事業により実施するものであり、JGAP 取得を推進するため、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準、畜産物の生産衛生管理ハンドブック、アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針、環境と調和のとれた農業生産活動規範の各チェックシートをベースに、JGAP 取得につながる取組・項目をリスト形式で提示し、生産者が自己点検した内容を第三者 (事業実施主体) によって確認するもので、平成 29 年度より運用開始予定のもの。

（別添 2－4）

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される水産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した水産物の調達基準

1. 本調達基準の対象は、水産物の生鮮食品（※）及び水産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である水産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

（※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当するもの：水産物の生鮮食品には魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類が含まれる（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

2. サプライヤーは、水産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

①漁獲又は生産が、FAO（国際連合食糧農業機関）の「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。

②天然水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。

③養殖水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。

④作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. MEL、MSC、AEL、ASC による認証を受けた水産物については、上記 2 の①～④を満たすものとして認める。このほか、GSSI（Global Sustainable Seafood Initiative）による承認も参考にして、FAO のガイドライン注に準拠したものとして組織委員会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も、上記 2 の①～④を満たすものとして同様に扱うことができるものとする。

4. 上記 3 に示す認証を受けた水産物以外を必要とする場合は、以下のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記 2 の④について別紙に従って確認されていること。

(2) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ、上記 2 の④について別紙に従って確認されていること。

(3) 上記 3 に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記 2 の①～④を満たすことが別紙に従って確認されていること。

5. サプライヤーは、上記 2 を満たす水産物を選択する上で、国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産水産物を優先的に選択すべきである。

6. サプライヤーは、海外産の水産物で、上記 2 を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

7. サプライヤーは、トレーサビリティの確保のため、使用する水産物について、上記 3～6 に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から 1 年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注：・Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries. Revision 1. (2009)
・Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Inland Capture Fisheries. (2011)
・Technical guidelines on aquaculture certification. (2011)

別紙（4 の（1）～（3）に関する確認方法）

持続可能性に配慮した水産物の調達基準（以下「調達基準」という。）の 4 の（1）～（3）については以下のとおりとする。

調達基準 2 の①～④については、国産水産物の場合は漁業者または漁業者の所属する漁業協同組合等が、輸入水産物の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

①：当該水産物の漁獲または生産が次の全てに該当することを確認する。

・FAO の「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。
・国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。
・国際的な管理が行われている漁業にあっては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守している。

②:当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。

・科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置（漁獲対象とする資源の状況に応じた休漁、体長制限、漁具規制等）を計画的に実施している。
・非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っている。

③:当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。

・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置（漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等）を計画的に実施している。
・水産医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産医薬品については、使用禁止期間等、法令を遵守し適正に使用している。

④:当該水産物の漁獲または生産に当たり、関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。

・安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。
・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。
・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管が行われている。
・化学薬品・燃料等は適切に保管または廃棄処理されている。

（別添2－5）

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される紙については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した紙の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下に使用される紙（和紙を含む。）とする。
　ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱

2. 上記1の紙について、持続可能性の観点から以下の（1）～（3）が求められる。
（1）古紙パルプを、用途や商品の性質等に応じて最大限使用していること。[注1]
（2）古紙パルプ以外のパルプ（以下「バージンパルプ」という。）を使用する場合、その原料となる木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。製材端材や建設廃材、林地残材、廃植物繊維は除く。）は以下の①～⑤を満たすこと。
　①伐採・採取に当たって、原木等の生産された国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること。
　②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来すること。
　③伐採・採取に当たって、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること。
　④森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。
　⑤伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切にとられていること。
（3）用途や商品の性質等に応じて、白色度が過度に高くないこと、塗工量が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと。[注2]

3. 上記2（2）の①～⑤を満たすバージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC（SGECを含む。）の認証紙[注3]が認められる。これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って①～⑤に関する確

認が実施されなければならない。

4. サプライヤー[注4]は、使用する紙の上記2（1）～（3）について記録した書類を東京2020大会終了後から1年の間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

5. サプライヤーは、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記 2 を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

6. 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、サプライチェーン[注5]は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤーは、同法の対象となっている紙については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注 1、注 2：コピー用紙や事務用ノートなどについては、「東京都グリーン購入ガイド」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定する場合がある。
注 3：CoC 認証が連続していること。
注 4：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー」に読み替える（以下同様）。
注 5：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限る。

別紙（認証紙以外の場合の確認方法）

持続可能性に配慮した紙の調達基準（以下「調達基準」という。）の 3 の後段の確認については以下のとおりとする。

調達基準 2（2）の①～⑤について、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを輸入する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

①：当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。

②：当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または、土地所有者等が管理や整備に関する計画または方針を有することを確認する。

③：当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。

④：当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。

⑤：当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

（別添2－6）

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用されるパーム油（パーム核油を含む。）については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準

パーム油は多種多様な加工食品や化成品に使用されている植物油脂である。その生産現場においては森林開発や農園労働に係る課題も指摘されているが、日本国内での関心はまだ非常に低い。組織委員会は、本調達基準を策定し、これに沿った調達を行うことによって、国内の事業者や消費者の意識が高まり、持続可能なパーム油調達の動きが長期的に拡大すること、さらにそれを通じて生産現場の改善に寄与することを目指す。

1. 本調達基準の対象は、加工食品、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹸・洗剤製品の原材料として使用されるパーム油とする。
　サプライヤーは、上記加工食品等について、パーム油の含有量等を考慮しつつ、本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達することとする。

（※パーム油が含まれる可能性が高い製品は以下のとおり。
例）食用油、インスタント麺、パン、ペストリー、マーガリン、ショートニング、コーヒーフレッシュ、冷凍食品、レトルト食品、ドレッシング、カレールー、フライドチキン、フライドポテト、スナック菓子、チョコレート、クッキー、ビスケット、キャンディ、ケーキ、ドーナッツ、アイスクリーム、石鹸、洗剤、トイレタリー製品、シャンプー、ボディソープ、歯磨き粉）

2. パーム油が持続可能な形で生産されていると認められるためには、以下の①～④が確保されていなければならない。
　①生産された国または地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること。
　②農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること。
　③農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。

④農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること。

3. 上記 2 の①～④の考え方に沿ってパーム油の生産現場における取組を認証するスキームとして、ISPO[注1]、MSPO[注2]、RSPO[注3]がある。

(1) これらの認証については、実効性の面で課題が指摘される場合があるものの、小規模農家を含め幅広い生産者が改善に取り組むことを後押しする観点から、これらの認証を受けたパーム油[注4]（以下、「認証パーム油」という。）を活用できることとする。

(2) 上記（1）の認証パーム油については、流通の各段階で受け渡しが正しく行われるよう適切な流通管理が確保されている必要がある。

(3) 上記（1）の認証パーム油の確保が難しい場合には、生産現場の改善に資するものとして、これらの認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も活用できることとする。

(4) 組織委員会は、ISPO、MSPO、RSPO を活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する。

(5) 上記の 3 つの認証と同等以上のものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証パーム油についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記 3 に示す認証パーム油以外を必要とする場合は、農園までのトレーサビリティが確保されており、上記 2 の①～④について別紙に従って第三者確認が実施されたものも活用できることとする。

5. サプライヤーは、上記 1 の対象のうち、上記 3 または 4 に該当するパーム油が使用されているものについて記録した書類を東京 2020 大会終了後から 1 年の間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

6. サプライヤーは、農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記 2 を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

注 1：Indonesian Sustainable Palm Oil
注 2：Malaysian Sustainable Palm Oil
注 3：Roundtable on Sustainable Palm Oil
注 4：IP、SG、MB により管理されたものが該当する。

別紙（調達基準 4 に関する確認方法）

持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準（以下「調達基準」という。）の 4 については以下のとおりとする。

調達基準 2 の①～④について、第三者が以下の確認を実施する。

①：当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを確認する。
②：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。
③：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
④：当該パーム油が生産される農園の開発・管理及び搾油工場の運営において、児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がとられていることを確認する。

持続可能性に配慮した調達コード

（第３版）

GL 4-8-3

GL 5-1-3

GL 9-1-3

GL 10-1-3　2024年5月

別添：物品別の個別基準

(1) 木材

博覧会協会、ライセンシー及びパビリオン運営主体等が調達する物品・サービス等に使用される木材については、「持続可能性に関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

ライセンシーは、ライセンシーが直接契約を締結する事業者（以下、「ライセンシー直接契約事業者」という。）と締結する契約において、ライセンシー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

持続可能性に配慮した木材の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下の木材とする。

ア 建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング

イ 建設に用いられるコンクリート型枠合板

ウ 家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く）

2. 上記１の木材について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が求められる。なお、サプライヤーはコンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも①～⑤を満たすことを目指し、少なくとも①は確保されなければならない。

① 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること

② 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来するものであること

③ 伐採に当たって、生態系が保全され、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、森林の農地等への転換に由来するものでないこと

④ 森林の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること

⑤ 伐採に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切に取られていること

3. FSC[注1]、PEFC[注2]、SGEC[注3]による認証材については、上記２の①～⑤への適合度が高いものとして原則認める[注4]。

4. 上記 3 の認証材でない場合は、上記 2 の①～⑤に関する確認が実施された木材であることが別紙に示す方法により証明されなければならない。

5. サプライヤー[注5]は、上記３又は４に該当する木材を選択する上で、木材の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。

6. サプライヤーは、使用する木材について、上記３の認証及び４の証明に関する書類を５年間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

7. サプライヤーは、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点から可能な範囲で当該木材の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記 2 を満たさない木材を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用する。

8. 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、伐採を含め、サプライヤーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者[注6]は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤーは、同法の対象となっている木材については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注 1：Forest Stewardship Council（森林管理協議会）
注 2：Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes
注 3：Sustainable Green Ecosystem Council（緑の循環認証会議）
注 4：博覧会協会は、認証材であっても、上記２の①～⑤に適合しないおそれが高いと判断したものについては、基準適合性を確認する。
注 5：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に読み替える。パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える（以下同様）。
注 6：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限る。

別紙（認証材以外の証明方法）

持続可能性に配慮した木材の調達基準（以下「調達基準」という。）の４については以下のとおりとする。

(1) 調達基準２の①の確認については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月 15 日)」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 28 年２月２日変更閣議決定）における「合板型枠」と同様の扱いとする。

(2) 調達基準２の②～⑤については、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、サプライヤーに対して、その結果について書面に記録して報告し、又は、その結果を証明する第三者の監査報告を提出する。

② 当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていることを確認する。
③ 当該木材が生産される森林について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること及び農地等に転換されるものでないことを確認する。
④ 当該木材が生産される森林について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
⑤ 当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

(3) 森林の伐採段階から木材の納入段階に至るまでの流通経路の各事業者は、直近の納入先の事業者に対して、その納入する木材が、上記（2）の確認が実施された木材であることを証明する書類（証明書）を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。

(4) 型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合については、すでに使用されたものである旨を書面により証明しなければならない。

(5) 各事業者は、当該木材についての入出荷の記録や証明書を含む関係書類を 5 年間保存しなければならない。

(2) 紙

博覧会協会、ライセンシー及びパビリオン運営主体等が調達する物品・サービス等に使用される紙については、「持続可能性に関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

ライセンシーは、ライセンシー直接契約事業者と締結する契約において、ライセンシー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

持続可能性に配慮した紙の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下に使用される紙（和紙を含む。）とする。
ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱、包装紙

2. 上記１の紙について、持続可能性の観点から以下の（1）～（3）が求められる。
（1）古紙パルプを、用途や商品の性質等に応じて最大限使用していること。[注1]
（2）古紙パルプ以外のパルプ（以下「バージンパルプ」という。）を使用する場合、その原料となる木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。製材端材や建設廃材、林地残材、廃植物繊維は除く。）は以下の①～⑤を満たすこと。
① 伐採・採取に当たって、原木等の生産された国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること。
② 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来するものであること。
③ 伐採・採取に当たって、生態系が保全され、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、森林の農地等への転換に由来するものでないこと。
④ 森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。
⑤ 伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切にとられていること。
（3）用途や商品の性質等に応じて、白色度が過度に高くないこと、塗工量が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと。[注2]

3. 上記 2 (2) の①～⑤を満たすバージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC (SGEC を含む。) の認証紙[注 3]が認められる。これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って①～⑤に関する確認が実施されなければならない。

4. サプライヤー[注 4]は、使用する紙の上記 2 (1) ～ (3) について記録した書類を大阪・関西万博終了後から 1 年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

5. サプライヤーは、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点から可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記 2 を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用する。

6. 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、伐採を含め、サプライヤーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者[注 5]は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤーは、同法の対象となっている紙については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注 1、注 2：コピー用紙や事務用ノートなどについては、「大阪府グリーン調達方針」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定する場合がある。
注 3：CoC 認証が連続していること。
注 4：ライセンス商品（ライセンス商品の外箱を含む）に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に読み替える。また、パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える（以下同様）。
注 5：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限る。

別紙（認証紙以外の場合の確認方法）

持続可能性に配慮した紙の調達基準（以下「調達基準」という。）の３の後段の確認については以下のとおりとする。

調達基準 2（2）の①～⑤について、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを輸入する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、サプライヤーに対して、その結果について書面に記録して報告し、又は、その結果を証明する第三者の監査報告を提出する。

① 当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。

② 当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、又は、土地所有者等が管理や整備に関する計画もしくは方針を有することを確認する。

③ 当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること及び農地等に転換されるものでないことを確認する。

④ 当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。

⑤ 当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

(3) 農産物

博覧会協会、ライセンシー及びパビリオン運営主体等が提供する飲食サービスに使用される農産物については、「持続可能性に関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

ライセンシーは、ライセンシー直接契約事業者と締結する契約において、ライセンシー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

持続可能性に配慮した農産物の調達基準

1. 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品（※）及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。

   サプライヤー[注1]は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

［※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物における生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。］

2. 上記１の農産物について、持続可能性の観点から以下の①～④が求められる。

①食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

④作業者の人権保護を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又は JGAP 認証を受けて生産された農産物については、上記 2 への適合度が高いものとして原則認める。このほか、上記 2 への適合度が高いものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記 3 に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記 2 への適合度が高いものとして、農林水産省作成の「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠した GAP に基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

5. 上記 3、4 の農産物以外を必要とする場合は、環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたものを調達することとする。[注 2]

6. サプライヤーは、農産物を選択する上で、農産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物[注 3]の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤーが、WTO 政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。

7. サプライヤーは、海外産の農産物で、上記 2 への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

8. サプライヤーは、使用する農産物について、博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない[注 4]。なお、生鮮食品について、上記 3、4、5 の農産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由及び上記 2 の遵守に向けた取組内容を記載しなければならない。また、上記 2～7 及び下記 9 に該当するものであることを示す書類を大阪・関西万博終了後から 1 年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

9. 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして有機農業により生産された農産物、温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定され

た伝統的な農業を営む地域で生産された農産物を最大限調達することが推奨される。また、この取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容及び調達状況を公表することとする。

注 1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に読み替える。また、パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える（以下同様）。

注 2：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律による農産物等。このほか、有機農業により生産された農産物も認める。但し、サプライヤーは上記２の①、③及び④にも配慮を行い調達すること。

注 3：みどりの食料システム戦略に資する取組等、環境負荷低減に貢献するものも含む。

注 4：博覧会協会は、サプライヤーから事前に提出された調達計画を確認し、持続可能性に配慮した調達に関して適宜協議を行う。

(4) 畜産物

博覧会協会、ライセンシー及びパビリオン運営主体等が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

ライセンシーは、ライセンシー直接契約事業者と締結する契約において、ライセンシー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準

1. 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤー[注1]は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

［※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物における生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。］

2. 上記１の畜産物について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が求められる。

①食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

②環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

③作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

④作業者の人権保護を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

⑤快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェア

の考え方に対応した OIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約等[注2]に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP による認証を受けて生産された畜産物については、 上記 2 への適合度が高いものとして原則認める。このほか、上記 2 への適合度が高いものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. サプライヤーは、畜産物を選択する上で、畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤーが、WTO 政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。

5. サプライヤーは、海外産の畜産物で、上記 2 への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

6. サプライヤーは、使用する畜産物について、博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない[注3]。なお、生鮮食品について、上記 3 の畜産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由、及び上記 2 の遵守に向けた取組内容を記載しなければならない。また、上記 3 ～5 及び下記 7 に該当するものであることを示す書類を大阪・関西万博終了後から 1 年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

7. 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、持続的な畜産物生産に取組む酪農・畜産農家が生産した畜産物[注4]を最大限調達することが推奨される。博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証等[注5]を受けて生産された畜産物も推奨される。また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容及び調達状況を公表することとする。

注 1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に読み替える。また、パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える（以下同様）。

注 2：日本においては、この規約等に準じて国が策定した畜種ごとの飼養管理等に関する技

術的な指針に示されている「実施が推奨される事項」。

注 3：博覧会協会は、サプライヤーから事前に提出された調達計画を確認し、持続可能性に配慮した調達に関して適宜協議を行う。

注 4：有機畜産により生産された畜産物、農場 HACCP の下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物、障がい者が主体的に携わって生産された畜産物、温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物、強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物、国産飼料で生産された畜産物、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013 認証品）、循環型有畜複合生産農場で生産された畜産物

注 5：国際的なアニマルウェルフェアに関する動向を踏まえて博覧会協会が認めるもの。

(5) 水産物

博覧会協会、ライセンシー及びパビリオン運営主体等が提供する飲食サービスに使用される水産物については、「持続可能性に関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

ライセンシーは、ライセンシー直接契約事業者と締結する契約において、ライセンシー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

持続可能性に配慮した水産物の調達基準

1. 本調達基準の対象は、水産物の生鮮食品（※）及び水産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤー[注1]は、水産物の生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である水産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

［※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当するもの：水産物における生鮮食品には魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類が含まれる（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）］

2. 上記1の水産物について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が求められる。

①漁獲又は生産が、FAO（国際連合食糧農業機関）の「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。

②天然水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。

③養殖水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。

④作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、生産される国又は地域におけ

る関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
⑤水産物の漁獲及び生産に係る作業者の労働に係る人権の保護・尊重を確保するため、水産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. MEL、MSC、ASC による認証を受けた水産物については、GSSI（Global Sustainable Seafood Initiative）による承認を受けていることを踏まえ、上記 2 への適合度が高いものとして原則認める。このほか、FAO のガイドライン[注2]に準拠したものとして博覧会協会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も、上記 2 への適合度が高いものとして同様に扱うことができるものとする。

4. 上記 3 に示す認証を受けた水産物以外を必要とする場合は、以下のいずれかに該当するものでなければならない。
（1）上記 3 に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記 2 への適合度が高いことが別紙に従って確認されていること。
（2）漁業法[注3]に基づく資源管理であって、行政機関から認定されたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記 2 の④及び⑤について別紙に従って確認されていること。
（3）漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ、上記 2 の④及び⑤について別紙に従って確認されていること。

5. 絶滅危惧種[注4]については、基本的に使用しないこととする。ただし、資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられているもの[注5]、又は完全養殖によるもの[注6]は使用可能とする。

6. サプライヤーは、水産物を選択する上で、水産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された水産物の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤーが、WTO 政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。

7. サプライヤーは、海外産の水産物で、上記 2 への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に

調達すべきである。

8. サプライヤーは、使用する水産物について、博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない[注7]。なお、生鮮食品について、上記3、4の水産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由、及び上記2の遵守に向けた取組内容を記載しなければならない。また、上記3～7及び下記9に該当するものであることを示す書類を大阪・関西万博終了後から 1 年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

9. 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、MEL、MSC、ASC の認証を受けた水産物を最大限調達することが推奨される。絶滅危惧種を一切使用しないことも推奨される。また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容及び調達状況を公表することとする。

注 1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に読み替える。また、パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える（以下同様）。

注 2：・Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries. Revision 1. (2009)
・Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Inland Capture Fisheries. (2011)
・Technical guidelines on aquaculture certification. (2011)

注 3：「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成 30 年 12 月公布、令和 2 年 12 月施行）

注 4：IUCN が作成する絶滅のおそれのある野生生物のリスト（The IUCN Red List of Threatened Species）において、Threatened カテゴリー（CR：深刻な危機、EN：危機、VU：危急)に記載されたもの。

注 5：MEL、MSC、ASC 等 GSSI により認められている水産エコラベル認証を受けたもの。または、法令、国際条約等に基づき漁獲量規制等に関する措置が講じられているもの。

注 6：完全養殖のサイクルで得た卵をふ化させて養殖までを一貫して行うもの。

注 7：博覧会協会は、サプライヤーから事前に提出された調達計画を確認し、持続可能性に配慮した調達に関して適宜協議を行う。

別紙（4 の（1）～（3）に関する確認方法）

持続可能性に配慮した水産物の調達基準（以下「調達基準」という。）の 4 の（1）～（3）については以下のとおりとする。

調達基準 2 については、国産水産物の場合は漁業者または漁業者の所属する漁業協同組合等が、輸入水産物の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

①：当該水産物の漁獲または生産が次の全てに該当することを確認する。
・FAO の「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。
・国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。
・国際的な管理が行われている漁業にあっては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守している。
②：当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。
・科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置（漁獲対象とする資源の保存及び管理に効果的な措置等）を実施しており、その内容が行政機関から認定を受け、公表されている。（IQ（漁獲割当）による管理が行われているものを含む。）
・非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っている。
③：当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。
・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置（漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等）を計画的に実施している。
・水産医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産医薬品については、使用禁止期間等、法令を遵守し適正に使用している。
④：当該水産物の漁獲または生産に当たり、労働安全に関して関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。
・安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。
・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。
・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管が行われている。
・化学薬品・燃料等は適切に保管または廃棄処理されている。
⑤：当該水産物の漁獲または生産に当たり、人権に関して関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを可能な限り確認する。
・生産者等が、人身取引による作業者等の搾取を禁止している。

・生産者等が、その作業者等が処罰の脅威の下に強要され、かつ、自らの自由意思で申し出たものではない労務を禁止している。
・生産者等が、原則１５歳未満の子どもの労働を禁止しており、かつ、危険な機械の使用や、危険有害な物質の取り扱い、長時間労働、夜間労働等を含む危険有害労働への１８歳未満の若年労働者の従事を禁止している。
・生産者等が、適用される関係法令に基づき適切な労働管理を行っている、並びに、人種、国籍、性別等の違いによる雇用及び労働条件の面での差別を禁止している。

(6) パーム油

パーム油は多種多様な加工食品や化成品に使用されている植物油脂である。その生産現場においては森林開発や農園労働に係る課題も指摘されており、日本国内での関心も徐々に高まってきている。博覧会協会は、本調達基準を策定し、これに沿った調達を行うことによって、国内の事業者や消費者の意識がさらに高まり、持続可能なパーム油調達の動きが長期的に拡大すること、さらにそれを通じて生産現場の改善に寄与することを目指す。

博覧会協会、ライセンシー及びパビリオン等が調達する物品・サービスに使用されるパーム油については、「持続可能性に関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

ライセンシーは、ライセンシー直接契約事業者と締結する契約において、ライセンシー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

持続可能性に配慮したパーム油の調達基準

1. 本調達基準の対象は、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹸・洗剤製品、加工食品の原材料として使用されるパーム油とする。

   サプライヤー[注1]は、揚げ油、石鹸・洗剤製品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを調達することとし、加工食品については本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

> ※パーム油が含まれる可能性が高い製品は以下のとおり。
> 例）食用油、インスタント麺、パン、ペストリー、マーガリン、ショートニング、コーヒーフレッシュ、冷凍食品、レトルト食品、ドレッシング、カレールー、 フライドチキン、フライドポテト、スナック菓子、チョコレート、クッキー、ビスケット、キャンディ、ケーキ、ドーナッツ、アイスクリーム、石鹸、洗剤、トイレタリー製品、シャンプー、ボディソープ、歯磨き粉

2. 上記１のパーム油について、持続可能性の観点から以下の①～④が求められる。

①生産された国又は地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること。

②農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること。
③農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。
④農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること。

3. 上記 2 の①～④の考え方に沿ってパーム油の生産現場における取組を認証するスキームとして、ISPO[注2]、MSPO[注3]、RSPO[注4]がある

（1）これらの認証については、実効性の面で課題が指摘される場合があるものの、小規模農家を含め幅広い生産者が改善に取り組むことを後押しする観点から、これらの認証を受けたパーム油[注5]（以下、「認証パーム油」という。）については、別紙内容を確認した上で、原則活用できることとする。
（2）上記（1）の認証パーム油については、流通の各段階で受け渡しが正しく行われるよう適切な流通管理が確保されている必要がある。
（3）上記（1）の認証パーム油の確保が難しい場合には、生産現場の改善に資するものとして、これらの認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も活用できることとする。
（4）博覧会協会は、ISPO、MSPO、RSPO を活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する。
（5）上記の 3 つの認証と同等のものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証パーム油についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記 3 に示す認証パーム油以外を必要とする場合は、農園までのトレーサビリティが確保されており、上記 2 について別紙に従って確認されたものも活用できることとする。

5. サプライヤーは、使用するパーム油について、博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を報告しなければならない[注6]。なお、揚げ油、石鹸・洗剤製品について、上記３、4 のパーム油を原料とするものの調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由、及び上記 2 の遵守に向けた取組内容を記載しなければならない。また、上記１の対象のうち、上記３、4 に該当するパーム油が使用されているものについて記録した書類を大阪・関西万博終了後から 1 年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注 1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に読み替える。また、パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える（以下同様）。

注 2：Indonesian Sustainable Palm Oil

注 3：Malaysian Sustainable Palm Oil

注 4：Roundtable on Sustainable Palm Oil

注 5：IP、SG、MB により管理されたものが該当する。

IP：Identity Preserved（アイデンティティ・プリザーブド）とは、原料に単一の農園で生産された認証パーム油のみを使用し、搾油から最終製品まで非認証パーム油と完全に分ける方法。

SG：Segregation（セグリゲーション）とは、原料に複数の農園で生産された認証パーム油を使用し、搾油から最終製品まで非認証パーム油と完全に分ける方法。

MB：Mass Balance（マスバランス）とは、製品の生産途中で認証パーム油と非認証パーム油を混合させ、両者の比率を最終製品の段階まで厳密に記録し、管理する方法。

注 6：博覧会協会は、サプライヤーから事前に提出された調達計画を確認し、持続可能性に配慮した調達に関して適宜協議を行う。

別紙

①：当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していること。
②：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること。
③：当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。
④：当該パーム油が生産される農園の開発・管理及び搾油工場の運営において児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がとられていること